

液状化対策をしましょう

近年、気候変動などによって、自然災害のリスクが高まっています。中でも、能登半島地震や東北地方太平洋沖地震等では、液状化現象による甚大な被害が発生しました。建築を考えている土地が液状化現象が発生する可能性があるかどうか、事前に確認しましょう。

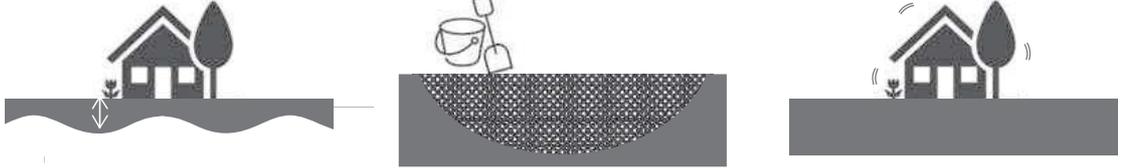
■ 液状化現象とは

液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。



液状化現象は以下の条件に当てはまった場合に発生する可能性があります。

- ①地下水位が浅い
- ②ゆるく堆積した砂地盤
- ③震度5弱以上の地震

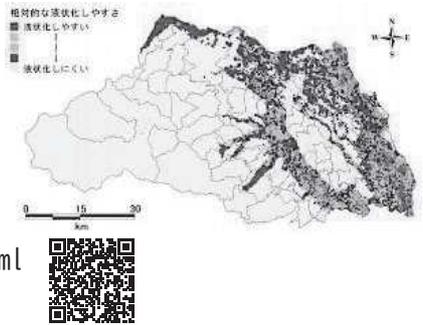


埼玉県では、全体的な傾向として、東部の大きな河川付近は液状化しやすくなっています。河川沿いの低地で、以前は河川や池であったところを埋め立てた場所は、特に注意が必要です。

■ 液状化ハザードマップ

液状化現象の発生のおそれがある市町は液状化ハザードマップを作成しています。建築を考えている市町のホームページで、液状化ハザードマップを確認しましょう。

県ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/jishinhazado.html>



■ 地盤調査

より詳しく調べるために、地盤調査をしましょう。ボーリング調査（約30万円）や、スクルーウェイト貫入試験（約10万円）などがあります。

調査の結果液状化の可能性があったら、対策工事を検討しましょう。様々な工法があるため、専門家に相談してみましよう。

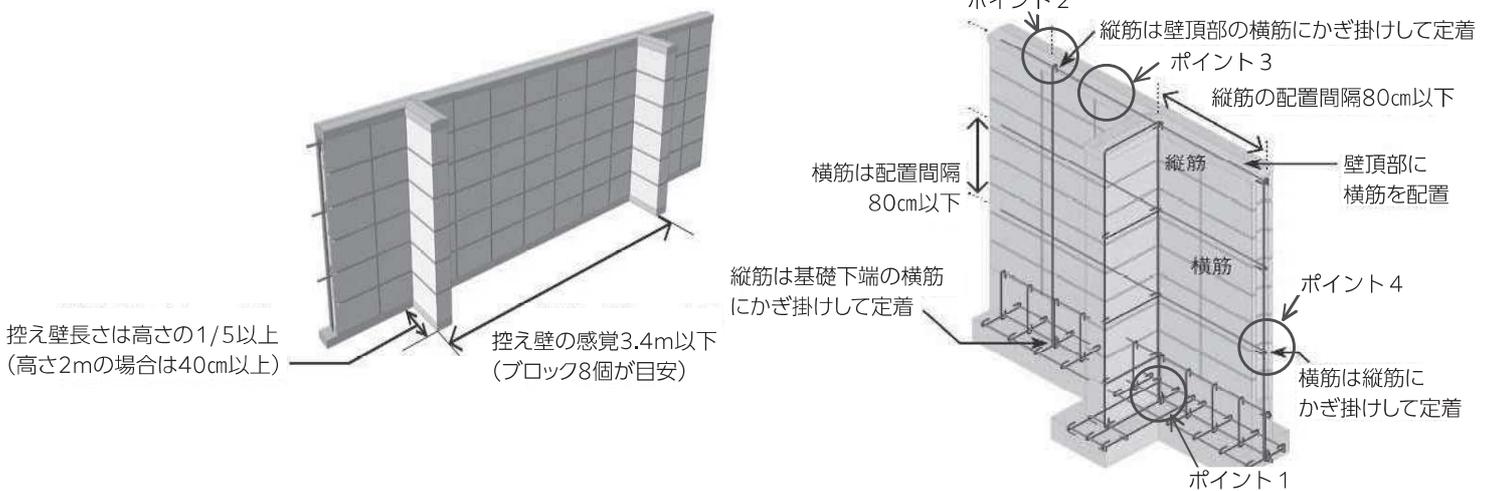
安全な塀を造りましょう

大阪府北部を震源とする地震などの過去の震災では、ブロック塀・石垣が壊れ、命が奪われるなど大きな事故を招き、所有者の責任が問われました。

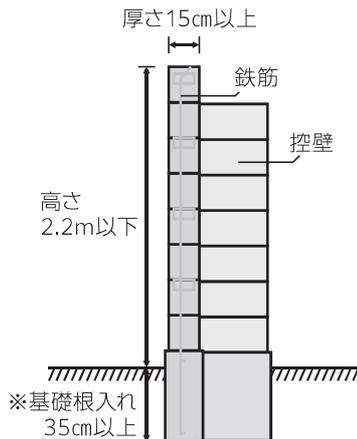
次に示す基準・方法なども参考に、安全なものを造りましょう。

■ ブロック塀の構造

コンクリートブロックを塀に使うときは、鉄筋で補強しましょう。



■参考：一般財団法人日本建築防災協会 施工業者向けチラシ「あなたがつくるブロック塀等は大丈夫ですか？」



※基礎根入れの深さは、35cm以上あることが望ましいですが、地盤の状況や塀の高さ等により必要となる深さが異なりますので、注意が必要です。

ポイント1 ● 鉄筋は直径9mm以上のものを80cm以下の感覚で入れます。この鉄筋は基礎のコンクリートを打ち込む前に建て並べておき、基礎のコンクリートに十分定着させなければなりません。

ポイント2 ● 壁頂では、横筋にかぎかけして固定させます。

ポイント3 ● 壁頂の横筋は直径13mm以上とします。(塀の高さが1.2m以下の場合は9mmでもよい。)

ポイント4 ● 横筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にかぎ掛けし定着します。

生垣にして緑のまちにしましょう

生垣は街全体を美しく彩り、私たちの心をなごませるとともに、土中にしっかり根を張っているため地震に強く、街の防災性を高めます。

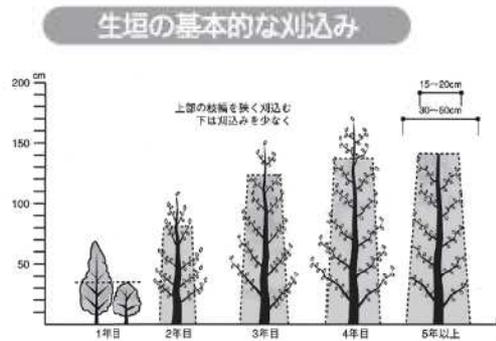
道路に面する既存ブロック塀等を撤去して生垣を造る場合は、生垣を植栽する費用やブロック塀等の撤去に係る費用を一部補助している市町村もあります。

生垣のよさを見直し、ガーデニング感覚で好みの木を植えてみましょう。

■ 生垣の造り方

● 生垣造りのプランの手順

- イ. 生垣を作る場所、用途、好み、造ったあとの手入れ等を考えて型等（自然型、刈込型）、種類（高生垣、低生垣、つる物垣等垣）を決めます。
- ロ. 気候、土壌などの環境条件を考えて樹種を決めます。
- ハ. 好みや予算、苗木が手に入るかどうか考えて樹種を決めます。
- ニ. 植え付けの時期を決めます。



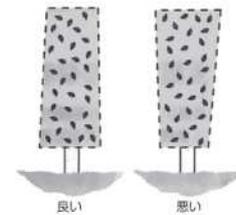
■ 生垣の管理

生垣は、造った後の管理によって美しさを保つものです。管理は難しいものではなく、適切に行えば容易なものです。日曜植木屋として楽しんでください。

● 刈り込み

刈り込みは、年2回行いたいもので、一般的な生垣では、梅雨どきの6月～7月に1回と、1回秋から冬にかけての秋11月～12月に行えばよいでしょう。

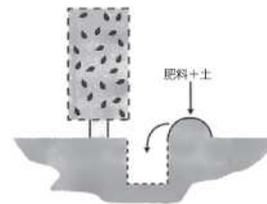
花木類のモクセイ、ツバキ、サザンカ、ツツジなどは、3月下旬から4月に刈り込みましょう。その方が花が良く付きます。



● 施肥

刈り込み生垣は、葉を刈り込むので養分が不足します。

そのため年に1回程度施肥が必要になります。早春に、魚粕やたいひを生垣から少し離れたところに浅く溝を掘って埋めてやります。



● 病害虫を防ぐ

生垣樹は、病害虫には割合強いものですが、それでも発生する場合がありますので注意を要します。特に4月～6月のころと9月～11月のころは高温多湿となり、病害虫も出やすい時期です。なるべくこまめに観察し、発生したら、早いうちに防除しましょう。

適正に浄化槽を設置し、維持管理をしましょう

トイレ、台所、風呂などからの排水を下水道以外に放流する場合は、浄化槽を設置してこれらの排水を処理する必要があります。設置する浄化槽は、建物の用途や規模に応じて大きさや構造が定められています。適正に浄化槽を設置しましょう。

なお、浄化槽法の改正により平成13年4月1日から合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。現在単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への入替えに努めることとされています。また、増改築などにより浄化槽の大きさを変更しなければならない場合には、単独処理浄化槽を使い続けることはできません。

■ 設置

浄化槽を設置する場合、次のどちらかの手続が必要となります。いずれの手続においても、「浄化槽設置後の水質検査（浄化槽法第7条に基づく検査）」の検査手数料の領収証（写）を浄化槽調書とともに提出してください。

- 建築確認申請が必要な場合（建物の新築、増改築など）
建築確認申請の一部として、浄化槽の大きさや構造の審査が行われます。
- 建築確認申請が不要な場合（浄化槽の入替えなど）
浄化槽設置届出書を設置場所の市町村又は管轄の環境管理事務所に提出してください。

■ 維持管理

浄化槽を使用する方には、維持管理として次の3つが定められています。

<div style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">1</div> <div style="text-align: center; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">保守点検の実施 (浄化槽法 第10条)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭では年3～4回 ・機器の点検や消毒剤の補充などを行います。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: 12px;"> 県知事登録(さいたま市内、川越市内、川口市内及び越谷市内は市長登録)を受けた業者に委託してください。 </div>	<div style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">2</div> <div style="text-align: center; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">清掃の実施 (浄化槽法 第10条)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上 ・汚泥の引き抜き、調整などを行います。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: 12px;"> 市町村長の許可を受けた業者に委託してください。 </div>	<div style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">3</div> <div style="text-align: center; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">定期検査の受検 (浄化槽法 第11条)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回 ・浄化槽が機能を発揮し、基準に適合した水が放流されているかを検査します。 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: 12px;"> 知事指定の検査機関に申し込んでください。 </div>
--	---	---

維持管理をきちんと行わないと、浄化槽の機能が発揮されず、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生することがあります。適正な維持管理をしましょう。



よくあるご質問

■ 隣地境界線と建築物との離れについて（民法 第234条）

- Q. 隣地境界線から建築物をどの程度離さなければいけませんか。
- A. 民法第234条より、原則として隣地境界線から建築物を50cm以上離さなければいけません。

第234条（境界線付近の建築の制限）

建物を築造するには、境界線から50cm以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。